

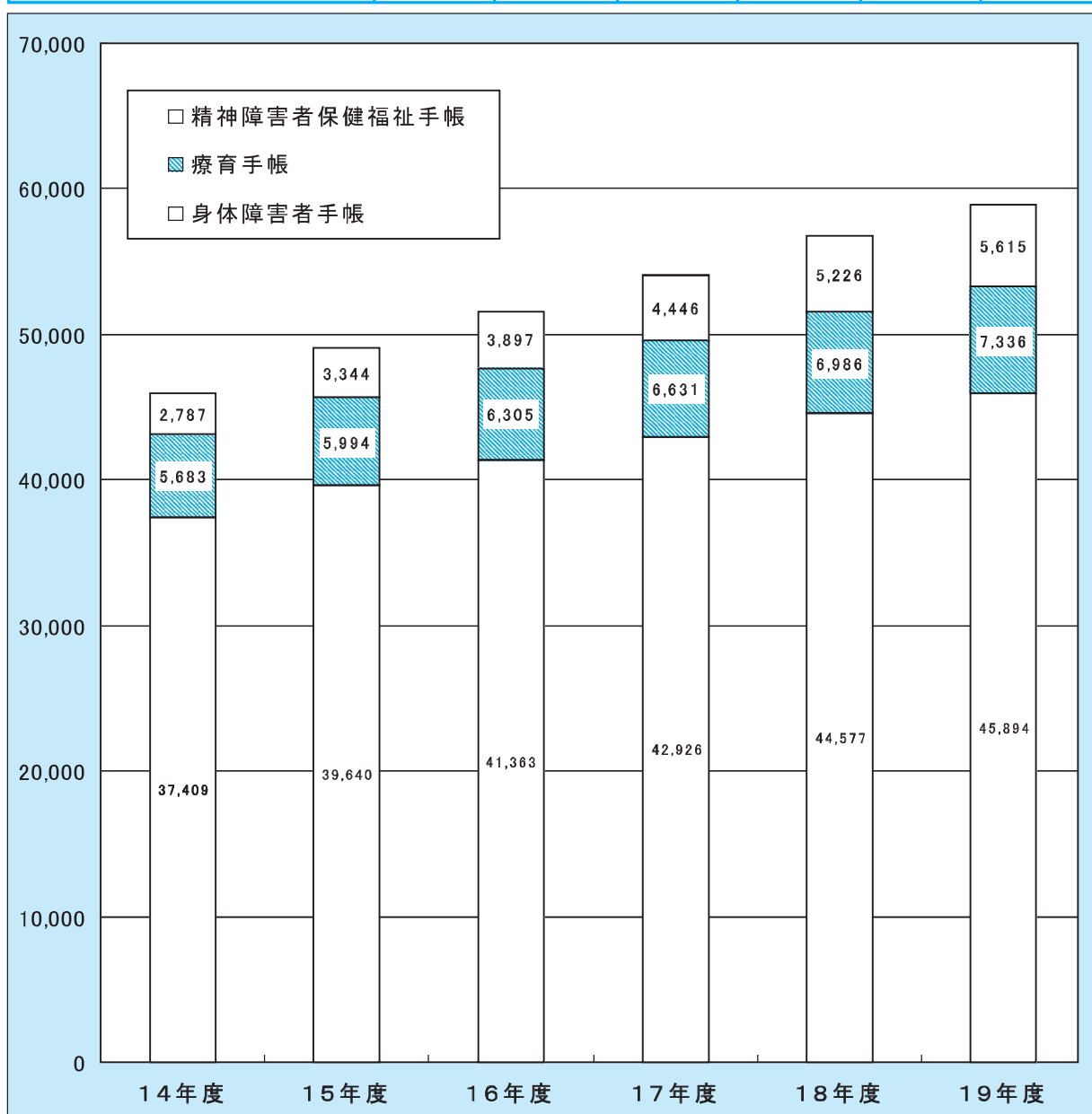
第2 福岡市の障がい者の現況と動向

1 障がい者の現況

(1) 障がい種別毎手帳所持者数

(単位:人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
身体障害者手帳	37,409	39,640	41,363	42,926	44,577	45,894
療育手帳	5,683	5,994	6,305	6,631	6,986	7,336
精神障害者保健福祉手帳	2,787	3,344	3,897	4,446	5,226	5,615
計	45,879	48,978	51,565	54,003	56,789	58,845



<障がい者の数について>

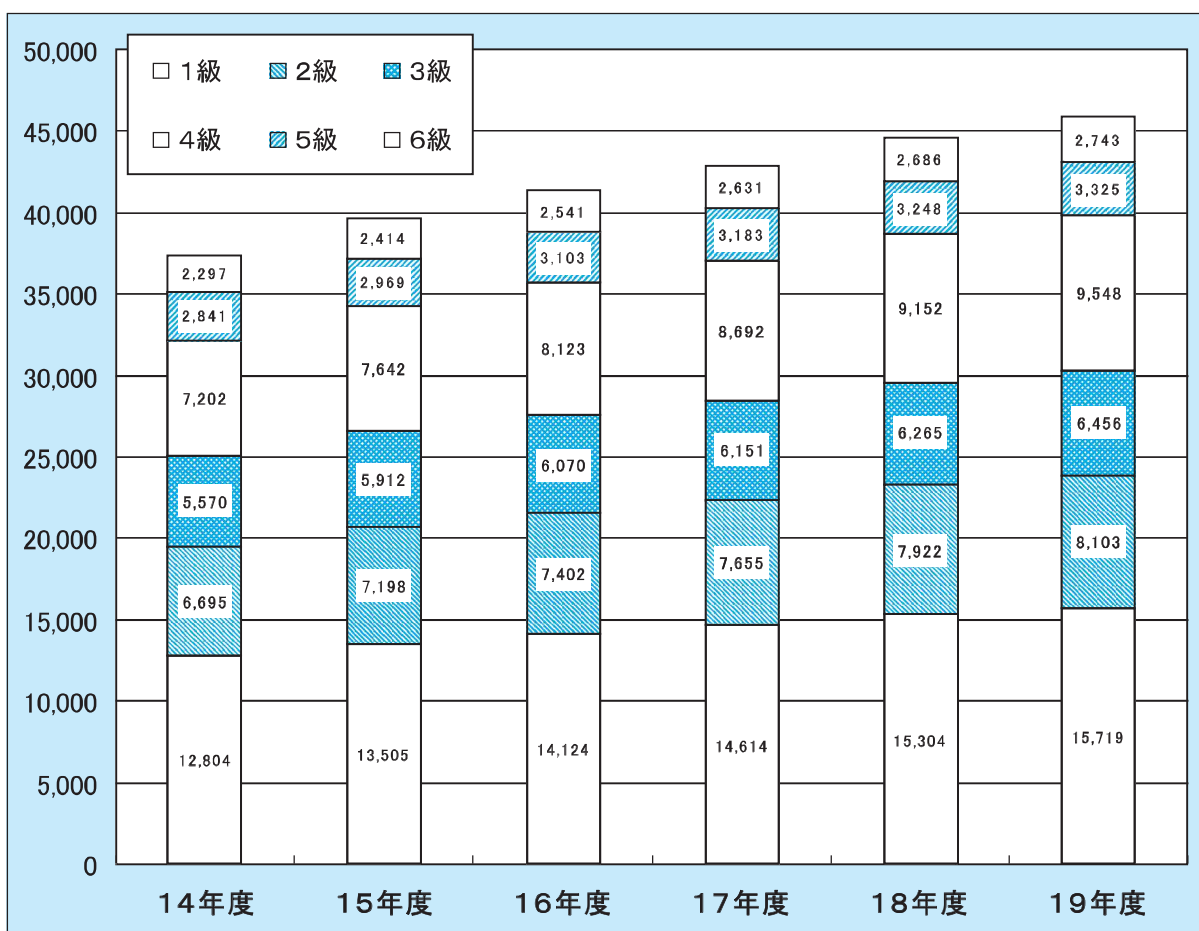
平成20年度「障害者白書」によると、全国の障がい者は、身体366万人、知的55万人、精神303万人となっております。うち、精神障がいについては精神障害者保健福祉手帳所持者は約40万人と障がい者数との差があり、手帳所持者数だけで障がい者の状況を把握することは困難ですが、本計画では指標として各障がい者手帳所持者数を記載しております。

(2) 身体障がい者

① 障がい等級数

(単位：人)

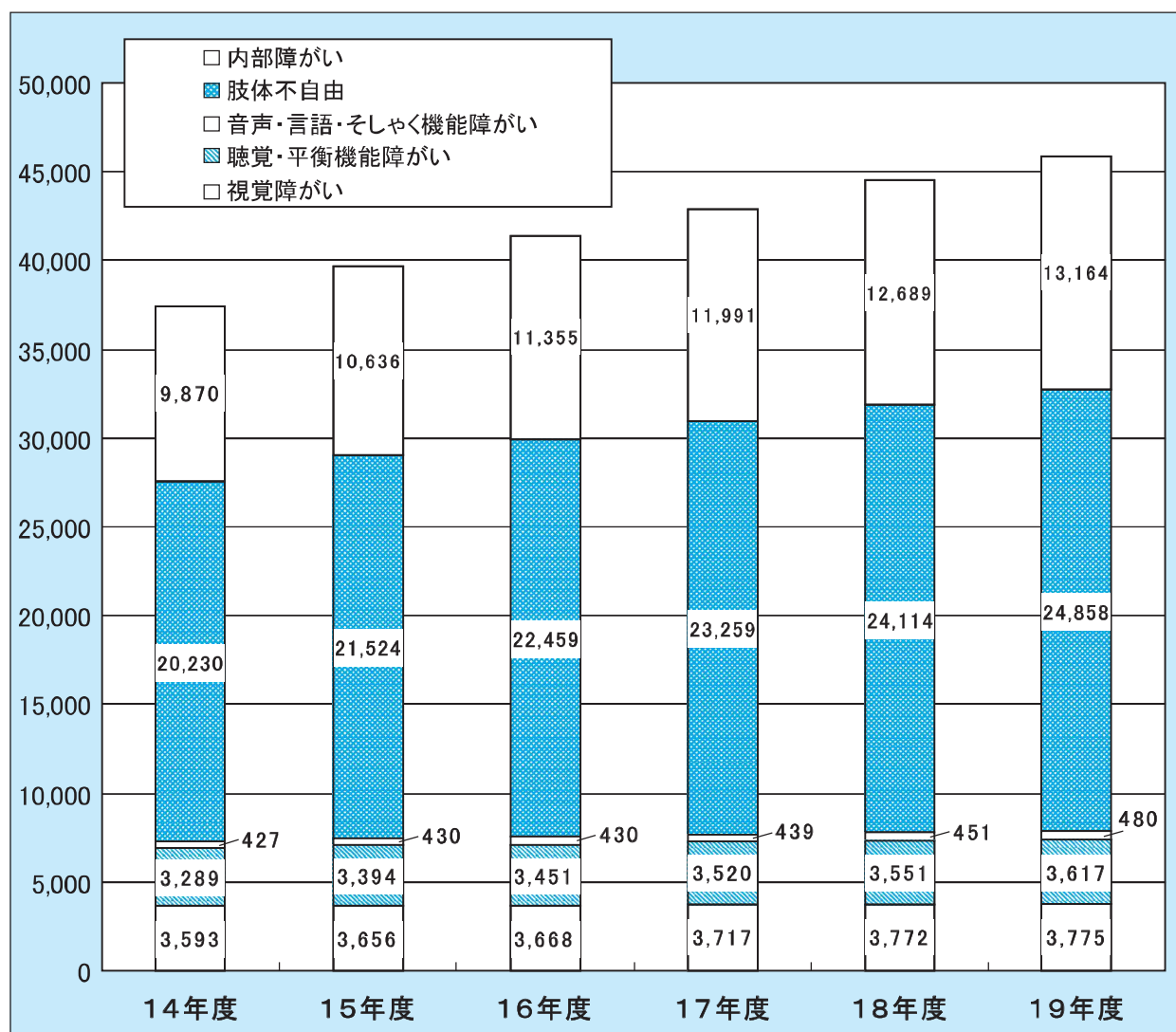
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1級	12,804	13,505	14,124	14,614	15,304	15,719
2級	6,695	7,198	7,402	7,655	7,922	8,103
3級	5,570	5,912	6,070	6,151	6,265	6,456
4級	7,202	7,642	8,123	8,692	9,152	9,548
5級	2,841	2,969	3,103	3,183	3,248	3,325
6級	2,297	2,414	2,541	2,631	2,686	2,743
計	37,409	39,640	41,363	42,926	44,577	45,894



②障がい種別数

(単位:人)

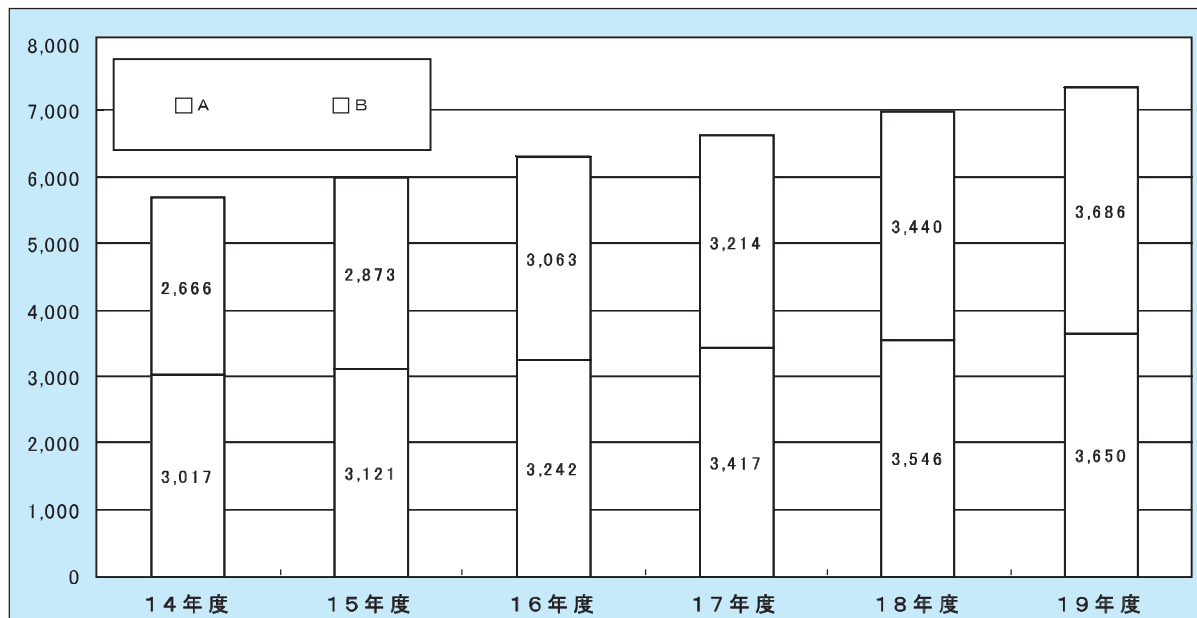
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
視覚障がい	3,593	3,656	3,668	3,717	3,772	3,775
聴覚・平衡機能障がい	3,289	3,394	3,451	3,520	3,551	3,617
音声・言語・そしゃく機能障がい	427	430	430	439	451	480
肢体不自由	20,230	21,524	22,459	23,259	24,114	24,858
内部障がい	9,870	10,636	11,355	11,991	12,689	13,164
計	37,409	39,640	41,363	42,926	44,577	45,894



(3) 知的障がい者

(単位：人)

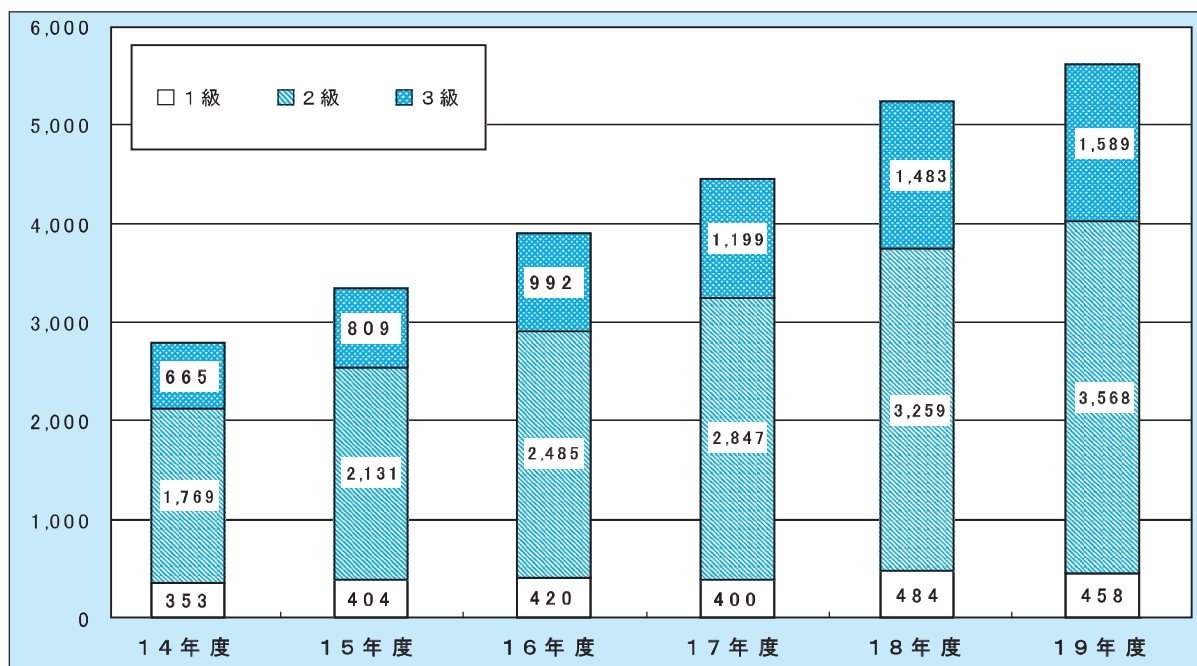
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
A	3,017	3,121	3,242	3,417	3,546	3,650
B	2,666	2,873	3,063	3,214	3,440	3,686
計	5,683	5,994	6,305	6,631	6,986	7,336



(4) 精神障がい者

(単位：人)

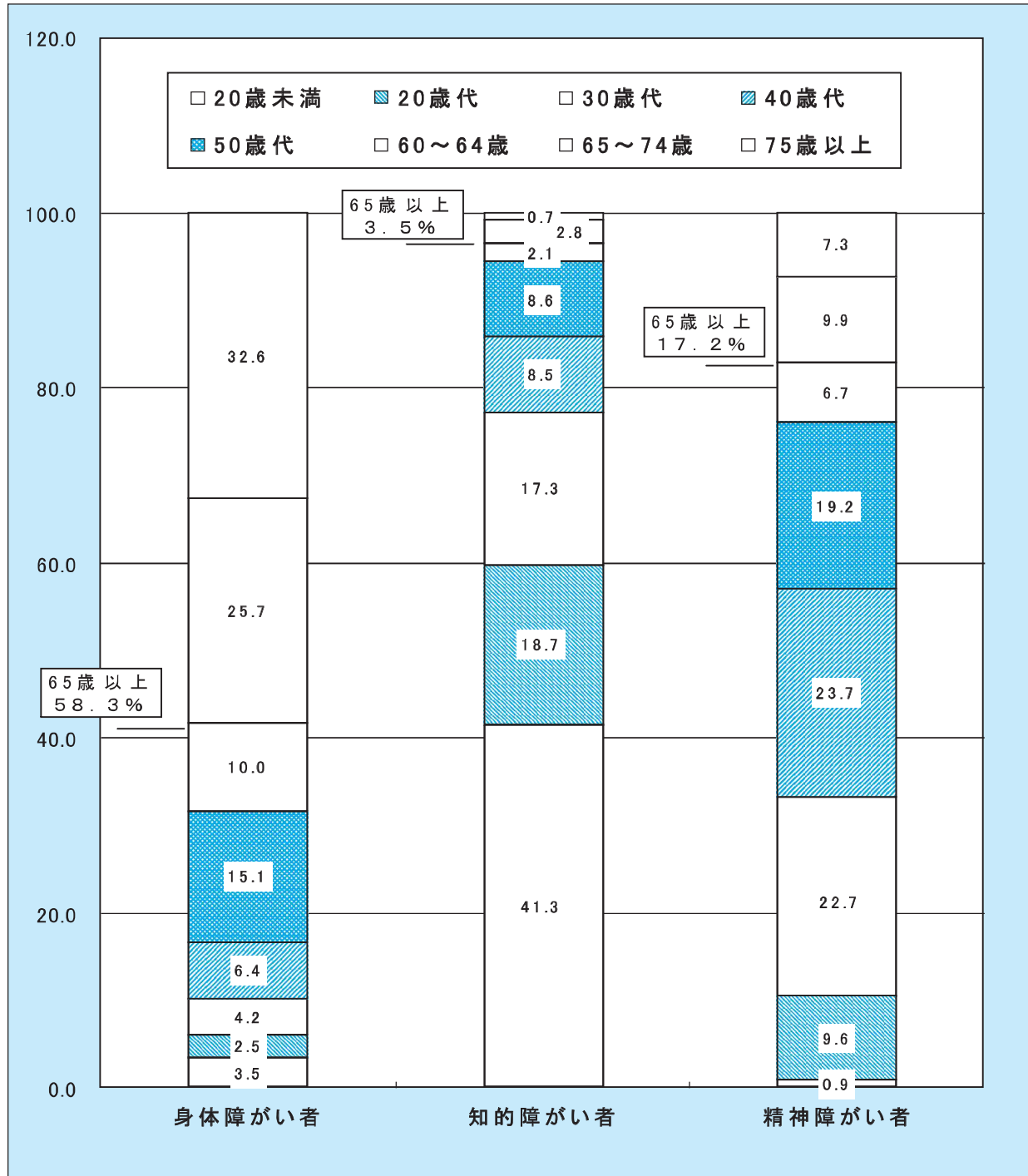
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1級	353	404	420	400	484	458
2級	1,769	2,131	2,485	2,847	3,259	3,568
3級	665	809	992	1,199	1,483	1,589
計	2,787	3,344	3,897	4,446	5,226	5,615



(5) 障がい者の年齢層別割合 【平成17年度実態調査より】

(単位：%)

年齢層	～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～74	75～	合計
身体障がい者	3.5	2.5	4.2	6.4	15.1	10.0	25.7	32.6	100.0
知的障がい者	41.3	18.7	17.3	8.5	8.6	2.1	2.8	0.7	100.0
精神障がい者	0.9	9.6	22.7	23.7	19.2	6.7	9.9	7.3	100.0



特徴として、身体障がいでは65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっており、知的障がいでは20歳未満の占める割合が高く、高齢者は低くなっており、精神障がいでは30代から50代の占める割合が高くなっており、

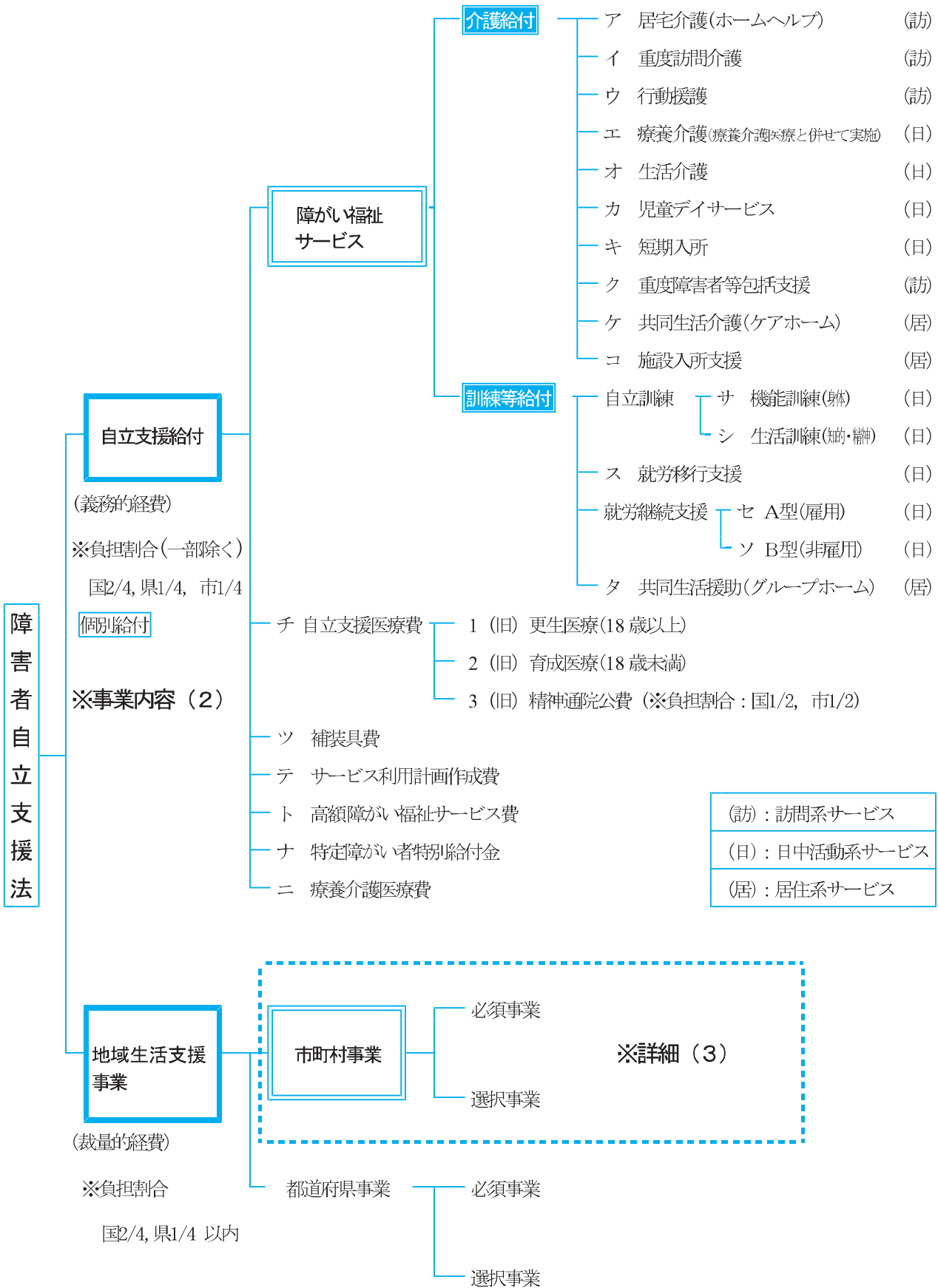
(6) 障がい福祉サービスの決定者数

区 分		決定者数(人)		
		平成19年10月	平成20年10月	割合
生活保護		745	862	15.2%
非課税	低所得1 (本人収入年80万円以下)	1,006	1,321	23.2%
	低所得2 (低所得1以外)	1,955	2,291	40.3%
課税	市民税所得割16万円未満	971	973	17.1%
	市民税所得割16万円以上	751	239	4.2%
合計		5,428	5,686	100.0%

※所得区分については、平成20年6月までは、住民基本台帳上の世帯で判断。
平成20年7月以降は本人及び配偶者の所得で判断。

2 障害者自立支援法の概要

(1) 全体の給付体系



(2) 自立支援給付の事業内容

介護給付 (障がい程度区分の認定が必要なサービス)

ア 居宅介護 (ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものです。

ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うものです。

エ 療養介護 (ニ 療養介護医療費とあわせて実施)

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行うものです。

オ 生活介護

常時介護を要する人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

カ 児童デイサービス

障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うものです。

キ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

ク 重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

ケ 共同生活介護 (ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

コ 施設入所支援

施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

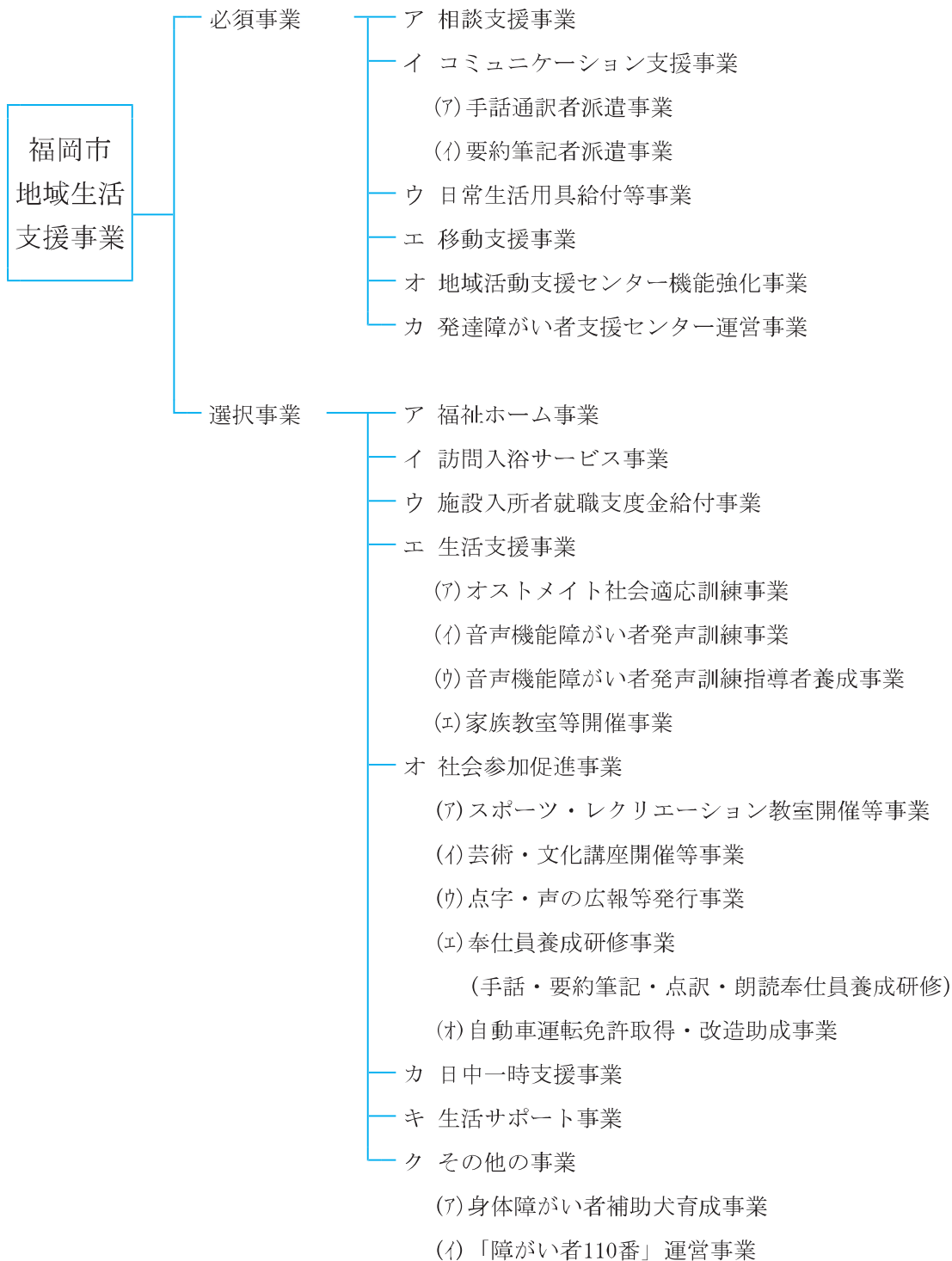
訓練等給付（障がい程度区分の認定が不要なサービス）

- サ 自立訓練（機能訓練） ※ 身体障がい者が対象
平成21年度から「中途視覚障がい者生活訓練事業」が地域生活支援事業から移行します。
- シ 自立訓練（生活訓練） ※ 知的，精神障がい者が対象
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
- ス 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。
- セ 就労継続支援（A型）
※ 原則として事業所と雇用契約を結んで利用
- ソ 就労継続支援（B型）
一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
- タ 共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日，共同生活を営む住居で，相談や日常生活上の援助を行うものです。

その他の自立支援給付

- チ 自立支援医療費
障がい者等が，心身の障がいの状態の軽減を図り，自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療です。
- ツ 補装具費
身体上の障がいを補うための「補装具」の購入や修理にかかる費用の支給を行うものです。
- テ サービス利用計画作成費
サービスの支給決定を受けた障がい者等で，特に計画的な支援を必要とする方が，相談支援事業者によるサービス利用計画の作成等を受けた場合に，その費用を支給するものです。
- ト 高額障がい福祉サービス費
世帯に複数のサービス利用者がある場合等，利用者負担の合算額が著しく高額であるときに，高額障がい福祉サービス費を支給するものです。
- ナ 特定障がい者特別給付金
障害者支援施設等から施設入所支援などのサービスを受けた低所得者等に食費及び居住費（特定入所費用）を支給するものです。
- ニ 療養介護医療費
エの療養介護を受ける人の医療にかかる費用を支給するものです。

(3) 市町村地域生活支援事業の給付体系



※市町村地域生活支援事業の事業内容については、「第5 地域生活支援事業」(25ページ以降)に記載